

こども館 利用条件について

*保護者（同居の成人すべて）が次の条件などにあてはまること。

- 住宅外で常に労働をしていて保育ができない
- お子さんと離れ日常の家事以外に常に労働をしていて保育ができない
- 妊娠中である又は出産後間がないため保育ができない
- 病気やケガで療養中か心身に障害があり保育ができない
- 病気や心身に障害がある同居の親族を常に介護していて保育ができない
- 震災等の災害の復旧にあたっていて保育ができない



※下記理由ではご利用いただけません。

- 保護者のお買い物
- 兄弟姉妹の習い事や少年団・部活動等による付き添いや応援でのお預かり（保護者、兄弟姉妹等の医療機関受診等についてはこの限りではありません。）
- 友達と遊びたいからという理由

※こども館利用にあたっての留意事項

利用を不相当と決定したときは、こども館利用を一時停止・解除する場合があります。

詳細については、ニセコ町教育委員会こども未来課こども未来係までお問合せください。